●過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法　業種※1：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

<table>
<tr><td>優遇対象となる地域
※1</td><td colspan="3">大牟田市、飯塚市（旧筑穂町、旧頴田町）、田川市、柳川市（旧大和町、旧柳川市）、八女市、宗像市（旧大島村）、うきは市（旧浮羽町）、嘉麻市、朝倉市（旧杷木町、旧朝倉町）、みやま市、芦屋町、小竹町、鞍手町、東峰村、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、みやこ町、上毛町、築上町</td></tr>
<tr><td>租税</td><td>国税</td><td colspan="2">地方税</td></tr>
<tr><td>基準</td><td colspan="3">設備の取得又は製作若しくは建設（※2）した資産の取得価額の合計額が次の基準を満たすもの
<table>
<tr><td rowspan="2">対象業種</td><td colspan="3">資本金規模</td></tr>
<tr><td>5,000万円以下（個人を含む）</td><td>5,000万円超</td><td>1億円超</td></tr>
<tr><td>製造業</td><td>500万円以上</td><td>1,000万円以上</td><td>2,000万円以上</td></tr>
<tr><td>旅館業</td><td>500万円以上</td><td>1,000万円以上</td><td>2,000万円以上</td></tr>
<tr><td>農林水産物等販売業</td><td>500万円以上</td><td colspan="2">500万円以上</td></tr>
<tr><td>情報サービス業等</td><td>500万円以上</td><td colspan="2">500万円以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>内容</td><td>法人税（所得税）
（減価償却資産の割増償却）
新たに取得又は製作若しくは建設した機械、装置、建物等及び構築物については、5年間の割増償却が認められる。
<table>
<tr><td>機械及び装置</td><td>普通償却限度額の32%</td></tr>
<tr><td>建物等及び構築物</td><td>普通償却限度額の48%</td></tr>
</table>
根拠法令　租税特別措置法</td><td colspan="2">
<table>
<tr><td>事業税</td><td>3ヵ年免除</td><td>根拠法令　過疎地域及び離島振興地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例</td></tr>
<tr><td>不動産取得税</td><td>免除</td><td>根拠法令　過疎地域及び離島振興地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例
・土地については当該対象設備を構成する建物に係る部分のみ</td></tr>
<tr><td>固定資産税</td><td>課税免除
又は
不均一課税</td><td>根拠法令　当該市町村の条例</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

※1　市町村が定める過疎計画において産業振興促進事項に記載されている業種、区域に限ります。
※2　資本金規模が5,000万円超である法人は新設又は増設のみとなります。
注）詳細については国税は福岡国税局（092-411-0031）もしくは最寄の税務署に、
県税は福岡県総務部税務課（092-643-3062）もしくは最寄りの県税事務所に、市町村税は関係市町村にお問合せください。